

令和 3 年度 2 月 補正 予算案

主要事項説明資料

商工労働観光部

主要事項説明資料目次

商工労働観光部

頁	事業名	担当室・課
1	新型コロナウイルス感染症拡大防止推進費	産業労働総務課
2	「京の飲食」安全対策向上事業費	産業労働総務課

令和3年度2月補正予算案主要事項説明

商工労働観光部

事業名	新型コロナウイルス感染症拡大防止推進費		新規・ 継続の別	継続	
予算額	7,280,000千円	国庫	起債	その他	一般財源
		7,280,000	—	—	—
事業内容 目的 対象 方法等	<p>1 趣 旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、府の営業時間短縮要請に協力いただいた事業者に対して、協力金を支給</p> <p>2 事業内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金</p>				
	対象者	<p>【飲食店】</p> <p>飲食店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）</p> <p>【遊興施設等】</p> <p>バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>			
	給付要件	<p>次のいずれにも該当する企業・団体及び個人事業主</p> <p>① 京都市内に対象施設（店舗）を有すること</p> <p>② 府の要請期間中、時短協力開始日から、連続して時間短縮営業に取り組んでいること（定休日等の店休日は除く）</p> <p>③ ガイドライン推進京都会議のステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等を遵守していること</p>			
	要請期間 及び内容	<p>3月8日（月）から3月14日（日）までの7日間※</p> <ul style="list-style-type: none"> 午前5時～午後9時の間の営業を要請 ただし、酒類の提供は午前11時～午後8時 <p>※令和2年度2月補正予算の付け替え</p> <p>3月15日（月）から3月21日（日）までの7日間</p> <ul style="list-style-type: none"> 午前5時～午後9時の間の営業を要請 ただし、酒類の提供は午前11時～午後8時30分 			
	協力金額	<p>1施設（店舗）1日あたり4万円</p> <p>※定休日等の店休日を除き、時間短縮営業に対応した日数に応じて支給</p>			
担当課・担当名	産業労働総務課 企画調整係	課・担当電話番号		075-414-4819	

令和3年度2月補正予算案主要事項説明

商工労働観光部

事業名	「京の飲食」安全対策向上事業費			新規・ 継続の別	新規				
予算額	1,000,000千円	国庫	起債	その他	一般財源				
		1,000,000	—	—	—				
事業内容 目的 対象 方法等	<p>1 趣 旨</p> <p>飲食時の感染リスク低減に向けて、京都の飲食店における安全対策を向上させるため、ハードとソフトの対策を組み合わせワンランクアップする取組を、飲食店・業界団体と協働してオール京都で推進</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 飲食店等のワンランクアップの感染対策支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等の飛沫防止、換気対策を支援する補助制度の創設 ・二酸化炭素濃度モニタリングシステムを構築し、飲食店等の換気対策をモニタリング（換気の見える化） ・二酸化炭素濃度データを管理・分析して改善策等をフィードバック <table border="1" data-bbox="450 1182 1430 1509"> <tr> <td>飛沫防止、換気対策の向上につながる機器等の整備に対する助成 (対象経費)アクリル板、換気設備、 空気清浄機、二酸化炭素濃度計 等</td> <td>補助率3/4 (上限20万円又は30万円)</td> </tr> <tr> <td>感染対策モニタリング参加店への協力金</td> <td>3万円又は5万円 (1店舗あたり)</td> </tr> </table> <p>(2) 飲食店の安全対策に関する専用相談窓口の設置 感染対策に関する相談に技術的な助言を行う相談窓口を設置</p> <p>(3) 業界団体・組合と連携した感染予防ガイドライン遵守状況の巡回調査 飲食店等への巡回により、感染予防ガイドラインの徹底を周知するとともに、店舗ごとの感染対策の課題を把握して改善策を助言</p> <p>(4) 飛沫防止、換気対策の優良事例の積極的広報</p>					飛沫防止、換気対策の向上につながる機器等の整備に対する助成 (対象経費)アクリル板、換気設備、 空気清浄機、二酸化炭素濃度計 等	補助率3/4 (上限20万円又は30万円)	感染対策モニタリング参加店への協力金	3万円又は5万円 (1店舗あたり)
	飛沫防止、換気対策の向上につながる機器等の整備に対する助成 (対象経費)アクリル板、換気設備、 空気清浄機、二酸化炭素濃度計 等	補助率3/4 (上限20万円又は30万円)							
感染対策モニタリング参加店への協力金	3万円又は5万円 (1店舗あたり)								
担当課・担当名	産業労働総務課 企画調整係	課・担当電話番号	075-414-4819						